

旅館業法の一部を改正する法律の概要

(平成29年12月8日成立、12月15日公布)

改正の趣旨

旅館業の健全な発達を図り、公衆衛生及び国民生活の向上に寄与するため、ホテル営業及び旅館営業の営業種別を旅館・ホテル営業へ統合して規制緩和を図るとともに、無許可営業者に対する都道府県知事等による報告徴収及び立入検査等の創設及び罰金の上限額の引上げ等の措置を講ずる。

改正の概要

1. ホテル営業及び旅館営業の営業種別の旅館・ホテル営業への統合

ホテル営業及び旅館営業の営業種別を統合し、旅館・ホテル営業とする。

2. 違法な民泊サービスの広がり等を踏まえた無許可営業者等に対する規制の強化

- (1) 無許可営業者に対する都道府県知事等による報告徴収及び立入検査等の権限規定の措置を講ずる。
- (2) 無許可営業者等に対する罰金の上限額を3万円から100万円に、その他旅館業法に違反した者に対する罰金の上限額を2万円から50万円に引き上げる。

3. その他所要の措置

旅館業の欠格要件に暴力団排除規定等を追加

施行期日

公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

「旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」 について（概要）

1. 改正の趣旨

旅館業法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 84 号）の施行に伴い、ホテル営業及び旅館営業を統合し、新たな営業種別として旅館・ホテル営業が設けられることから、旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準を定めるなど旅館業法施行令（昭和 32 年政令第 152 号。以下「令」という。）その他関係政令について所要の規定の整備を行うもの。

2. 政令の改正内容

○ 令の一部改正

旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準として、以下のとおり令の改正を行う。

① 最低客室数の廃止

最低客室数（ホテル営業：10 室、旅館営業：5 室）の基準を廃止する。

② 洋室の構造設備の要件の廃止

洋室の構造設備の要件（寝具は洋式であること、出入口・窓に鍵をかけることができること、客室と他の客室等との境が壁造りであることを）を廃止する。

③ 1 客室の最低床面積の緩和

1 客室の最低床面積（ホテル営業：洋式客室 9 m²以上、旅館営業：和式客室 7 m²以上）を、7 m²以上（寝台を置く客室にあっては 9 m²以上）とする。

④ 玄関帳場等の基準の緩和

厚生労働省令で定める基準を満たす設備（ビデオカメラによる顔認証による本人確認機能等の ICT 設備を想定）を、玄関帳場等に代替する機能を有する設備として認めることとする。

⑤ 暖房の設備基準の廃止

ホテル営業の施設における暖房の設置要件を廃止する。

⑥ 便所の設備基準の緩和

適当な数の便所を有すればよいこととする。

○ その他関係政令について、所要の規定の整備を行う。

3. 施行期日

公布日：平成 30 年 1 月 31 日

施行日：平成 30 年 6 月 15 日